

使用開始日
2023年12月20日



米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし) 愛称：新世紀アメリカ ~Yes, We can!~

追加型投信 / 海外 / 株式

この目論見書により行う「米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2023年12月19日に関東財務局長に提出しており、2023年12月20日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2023年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:17兆6,944億円
(2023年9月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの名称について>

| 正式名称 | 略 称 |
|-------------------------------|------|
| 米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース(為替ヘッジあり) | Aコース |
| 米国厳選成長株集中投資ファンド Bコース(為替ヘッジなし) | Bコース |

◆上記各ファンドを総称して「米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)」ということがあります。また、それぞれを「ファンド」ということがあります。

<商品分類および属性区分>

| ファンド名 | 商品分類 | | |
|--------------|---------|--------|---------------|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) |
| Aコース Bコース | 追加型 | 海 外 | 株 式 |

| ファンド名 | 属性区分 | | | | |
|-------|----------------------------------|------|--------|--------------|---------------------|
| | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ ^{※2} |
| Aコース | その他資産 (投資信託証券 ^{※1}) | 年2回 | 北 米 | ファンド・オブ・ファンズ | あ り (フルヘッジ) |
| Bコース | その他資産 (投資信託証券 ^{※1}) | 年2回 | 北 米 | ファンド・オブ・ファンズ | な し |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

米国を中心とした企業の株式(DR[預託証券])を含みます。以下同じ。)に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

- 1 米国を中心とした企業の株式を厳選し、15~20銘柄程度に集中投資を行います。
- 2 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが実質的な運用を行います。
- 3 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」の2つのコースがあります。

詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

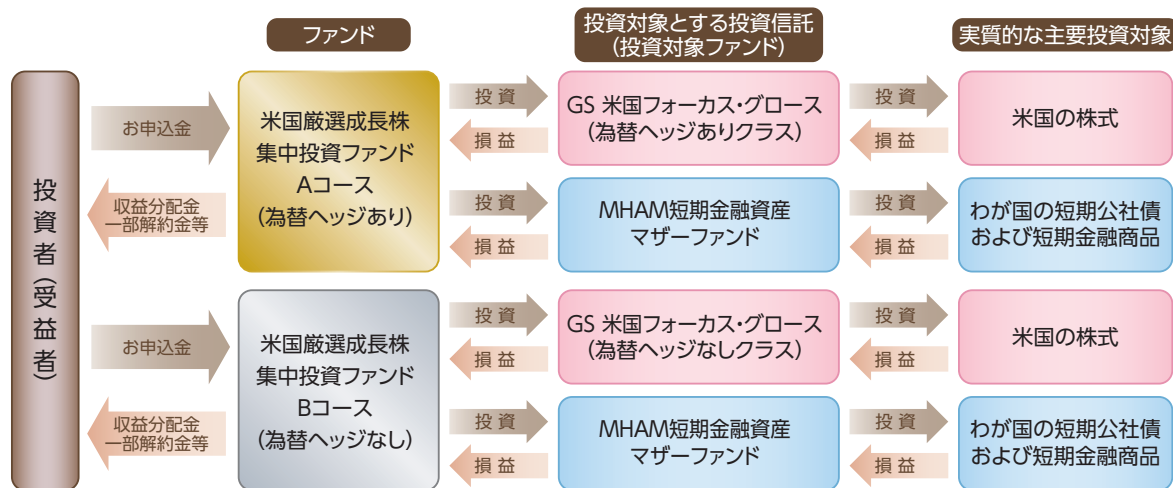
ファンドの仕組み

◆各ファンドは、米国の株式を主要投資対象とする外国投資信託「GS 米国フォーカス・グロース*1」の各クラス*2およびわが国の短期公社債等を主要投資対象とする国内籍投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じて、それぞれの主要投資対象となる資産への投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- *1 正式名称は、「ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース」といい、以下「外国投資信託」ということがあります。
- *2 本書では、Aコースが投資を行う「クラスF(SDist)・円建て円ヘッジあり」を「為替ヘッジありクラス」、Bコースが投資を行う「クラスF(SDist)・円建て」を「為替ヘッジなしクラス」といいます。なお、各クラスの受益証券は円建てです。

運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)

✓ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている投資信託(ファンド)に投資することにより運用を行う仕組みです。



*「実質的な主要投資対象」とは、各投資対象ファンドを通じて投資する主な投資対象という意味です。

通常の場合においては、「GS 米国フォーカス・グロース(各クラス)」受益証券への投資を中心にを行います。また、各ファンドにおいて投資対象ファンドの合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

1

米国を中心とした企業の株式を厳選し、**15～20銘柄程度**に集中投資を行います。

- 米国を中心とした企業の株式を主要投資対象とし、長期にわたり優れた利益成長が期待でき、かつ、本来の企業価値に対して現在の株価が割安な水準にあると判断する銘柄に投資します。
- 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択により、ポートフォリオを構築します。

GS 米国フォーカス・グロースの投資哲学

「よりよい投資収益は、
“長期にわたり優れた利益成長が期待できる事業”に投資することにより獲得される。」
 という投資哲学に基づき運用が行われます。

“長期にわたり優れた利益成長が期待できる事業”とは

強固な ビジネス・フランチャイズ

- ◆ 確立されたブランド
- ◆ 高水準の市場シェア
- ◆ 商品の価格支配力
- ◆ 継続的な収益構造
- ◆ 高い投下資本利益率

優れた長期見通し

- ◆ 予測可能かつ持続的な成長性
- ◆ 長い製品ライフ・サイクル
- ◆ 強固な競争優位性
- ◆ 人口動態傾向から見た優位性

優秀な経営陣

- ◆ 合理的な資本配分
- ◆ 一貫性のある事業業績
- ◆ 株主と同じインセンティブ

※上記は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「GS 米国フォーカス・グロース」の運用を行うゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが考える「長期にわたり優れた利益成長が期待できる事業」を判断する際の基準を例示したものであり、実際に組み入れられる銘柄が必ずしも上記すべての基準に当てはまるわけではありません。また、かかる判断基準は今後変更される場合があります。



ファンドの目的・特色

2 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが実質的な運用を行います。

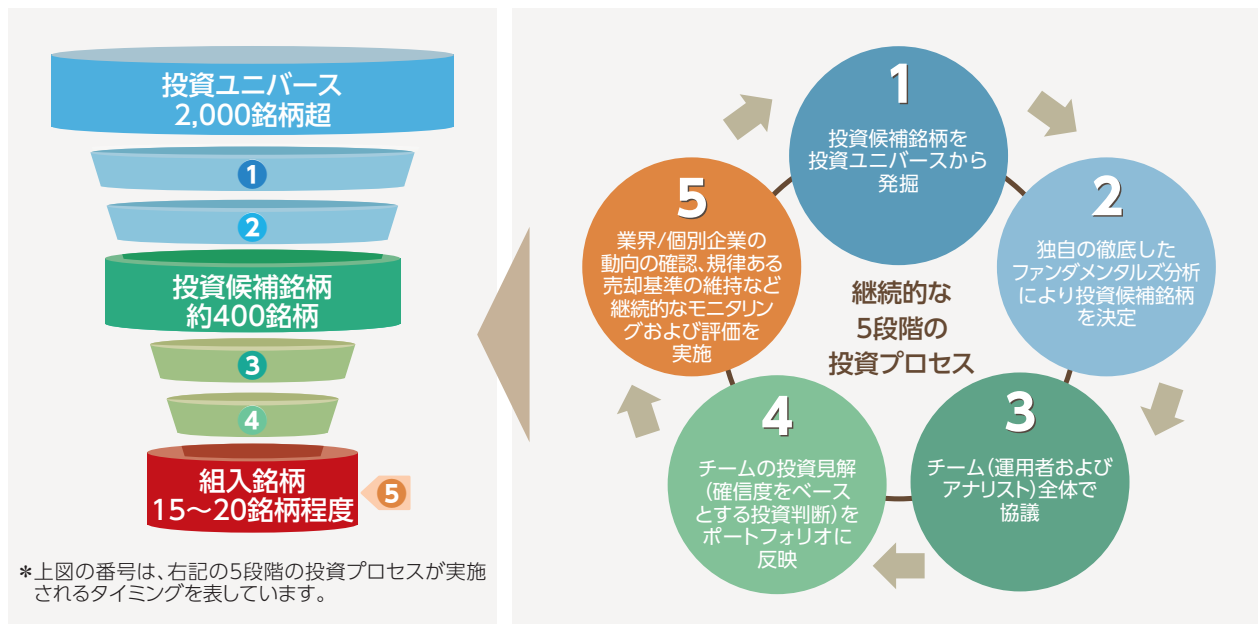
- 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「GS 米国フォーカス・グロース」の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの米国株式運用チームが行います。
 - 「MHAM短期金融資産マザーファンド」の運用は、アセットマネジメントOneが行います。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

- ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、多岐にわたる金融サービスを提供しています。
- ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2023年6月末現在、グループ全体で約2兆4,570億米ドル(約356兆円*)の資産を受託しています。
 - *1米ドル=144.99円(2023年6月30日現在)で円換算。
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの一員として米国ニューヨークに本拠を構え、同社の米国株式運用チームは、40年超の米国株式の運用実績があります。

投資プロセス

米国株式運用チームは、株式市場に対する深い見識とゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのネットワークを最大限に活かし、米国を中心とした企業の株式 2,000銘柄を超える投資ユニバースの中から、確信度の高い15~20銘柄程度まで組入銘柄を厳選し、投資を行います。



※上記のプロセスおよび銘柄数は、今後変更される場合があります。



ファンドの目的・特色

3 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」の2つのコースがあります。

※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

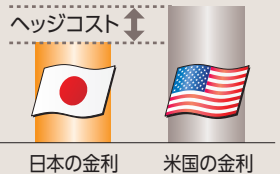
- Aコースは、投資対象とする外国投資信託(為替ヘッジありクラス)において、保有する資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動リスクの低減が図られます。ただし、為替ヘッジを行うにあたってはヘッジコストがかかります。
- Bコースは、投資対象とする外国投資信託(為替ヘッジなしクラス)において、保有する資産に対して、対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。

《ご参考》 為替ヘッジとヘッジコストについて

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。米ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。

日本の金利 < 米国の金利 の場合



金利差分がヘッジコストとなり、基準価額の下落要因となります。

- AコースとBコース間でスイッチング(乗換え)ができます。

米国厳選成長株集中投資ファンド
Aコース(為替ヘッジあり)

スイッチング

米国厳選成長株集中投資ファンド
Bコース(為替ヘッジなし)

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合等があります。

※スイッチングの際には、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。



ファンドの目的・特色

各ファンドの主な投資制限

| | |
|-------------|--|
| 投資信託証券 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |
| 同一銘柄の投資信託証券 | 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への直接投資は行いません。 |
| 株式 | 株式への直接投資は行いません。 |
| 一発行体等 | 一発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。 |

分配方針

毎決算時(原則として毎年3月17日および9月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

《投資対象ファンドの概要》

■ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース

| | |
|----------------|--|
| ファンド名 (クラス) | ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース(クラスF(SDist)・円建て円ヘッジあり) ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース(クラスF(SDist)・円建て) |
| 形態 | ケイマン諸島籍外国投資信託／オープン・エンド型 |
| 信託期間 | 原則として150年間(早期に償還される場合があります。) |
| 運用目的 | 主に、長期にわたり優れた利益成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する比較的少数の米国を中心とした企業の株式に投資することにより、長期的な投資元本の成長を目指します。 |
| 投資方針 | 1. 米国の株式(預託証券(DR)を含みます。)を主要投資対象とし、長期にわたり優れた利益成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する15-20程度の比較的銘柄数の少ないポートフォリオを構築します。なお、米国の株式以外の証券等にも投資することがあります。 2. 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行います。 3. 「クラスF(SDist)・円建て円ヘッジあり」クラスは、保有資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。 4. 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記の投資方針に従った運用ができない場合があります。 |
| 決算日 | 年1回(12月31日) |
| 収益分配 | 年2回、原則として配当等収益、売買益(評価益を含みます。)の一方または双方から分配を行うことができるものとし、投資顧問会社と協議のうえ、管理会社の判断により分配額を決定します。なお、分配が行われない場合もあります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> • 通常の状況において、ファンドの資産額の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。 • 空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。 • 原則として、ファンドの純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。 • 流動性に欠ける資産(私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等)への投資割合は、ファンドの純資産総額の15%以内とします。 • モーゲージ証券、不動産抵当証券担保債券、アセットバック証券、売掛金担保証券、社債担保証券およびローン担保証券への投資は行わないものとします。 • 他ファンドへの投資割合は、ファンドの純資産総額の5%未満とします。 |
| 繰上償還 | ファンドの純資産総額が1億米ドル(相当額)を下回った場合等には、信託期間の途中で、繰上償還が行われることがあります。 |
| 費用等 | <p>運用管理費用等: 投資顧問会社報酬として純資産総額に対し、年率0.65%程度*</p> <p>*投資顧問会社報酬年率0.65%のほかに、管理会社報酬(年間37,500米ドルの固定報酬に加え、年間17,250米ドルを上限とした変動報酬)、受益者サービス報酬(年率0.05%または年間20,000米ドルのいずれか低い額)、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬が別途かかります。</p> <p>その他費用等: 信託財産に関する租税／組入る有価証券売買の際に発生する売買手数料／保管費用／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査に要する費用／法律関係の費用およびファンド設立に係る費用(当初7,500米ドルを上限とした設立一時報酬を含む) 等</p> <p>※受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬およびその他費用等は、ファンドの純資産総額に基づき随時変更されるものや運用状況等により変動するため、あらかじめ表示することができません。</p> |

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

| | |
|-------------------------------|--|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 管 理 会 社 | シーエス(ケイマン)リミテッド |
| 投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー |
| 副投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ※副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。 |
| 受 託 会 社 | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド |
| 管 理 事 務 代 行 会 社 保 管 会 社 | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー |
| 登録・名義書換 事務代行会社 | CACEISインバスター・サービスズ・バンク・エス・エー |

※前述の外国投資信託の受益証券については、日々の資金の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該受益証券に与える影響を軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

■MHAM短期金融資産マザーファンド

| | |
|-------------------|---|
| ファンド名 | MHAM短期金融資産マザーファンド |
| 形 態 | 国内籍投資信託(親投資信託) |
| 信 託 期 間 | 無期限 |
| 運 用 目 標 | わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。 |
| 決 算 日 | 年1回(6月30日(休業日の場合は翌営業日)) |
| 収 益 分 配 | 収益分配は行いません。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> •外貨建資産への投資は行いません。 •株式への投資は行いません。 |
| 設 定 日 | 2000年7月28日 |
| 運用管理費用 (信託報酬)等 | 信 託 報 酬:ありません。 その他費用等:信託財産に関する租税/組入有価証券売買の際に発生する売買手数料/信託事務の処理に要する諸費用/受託会社の立替えた立替金の利息 等 |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委 託 会 社 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 受 託 会 社 | みずほ信託銀行株式会社 |



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、各ファンドは、厳選した少数の銘柄(15~20銘柄程度)に集中して投資するため、より多くの銘柄に投資するファンドと比べて、1銘柄の株価の変動による影響度合いが大きくなる可能性があります。そのため、各ファンドの基準価額の値動きは、米国の株式市場全体の平均的な値動きに比べてより大きくなる場合や、市場全体の動きと異なる動きをする場合があります。

為替変動 リスク

A コース

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

Aコースでは、主要投資対象とする外国投資信託において、保有する資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う際、保有資産通貨(主として米ドル)の金利が円金利より高い場合、保有資産通貨の金利と円金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

B コース

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

Bコースでは、主要投資対象とする外国投資信託において、保有する資産に対し、対円での為替ヘッジを行わないため、保有資産通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があります。各ファンドが実質的に投資する株式等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で実質的に投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。



投資リスク

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドの実質的な投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 公社債の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 外国投資信託は合同運用を行うため、それに伴う影響を受ける場合があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 各ファンドは、換金の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

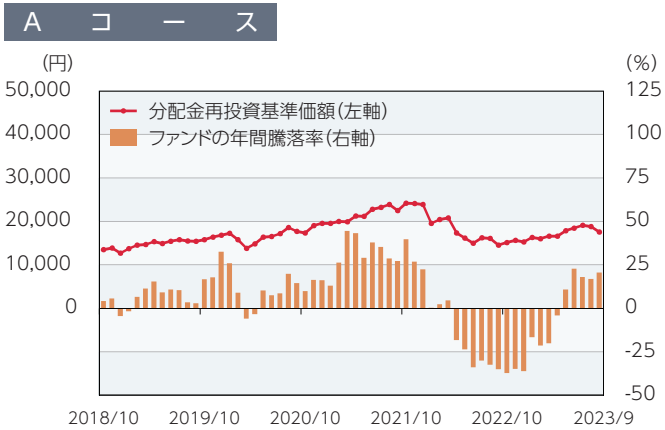
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



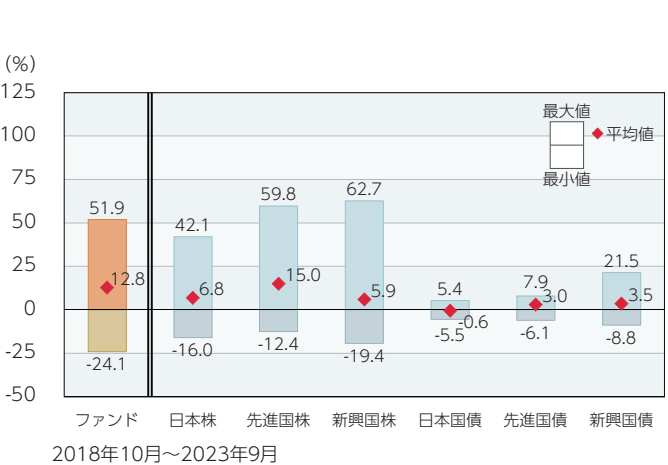
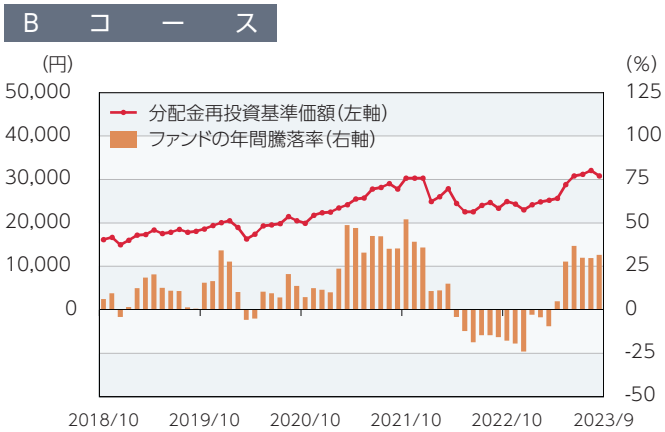
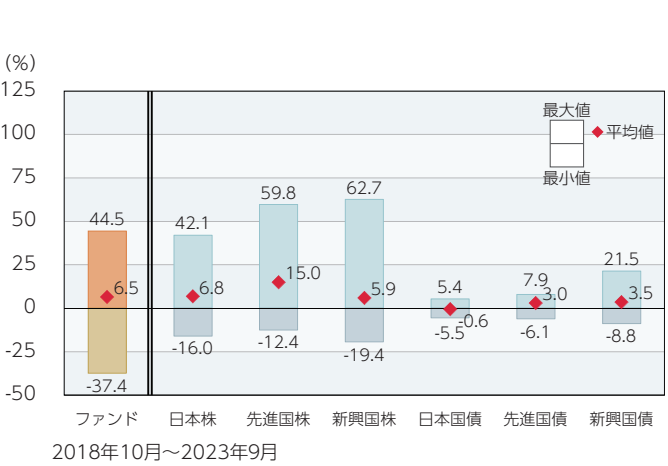
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



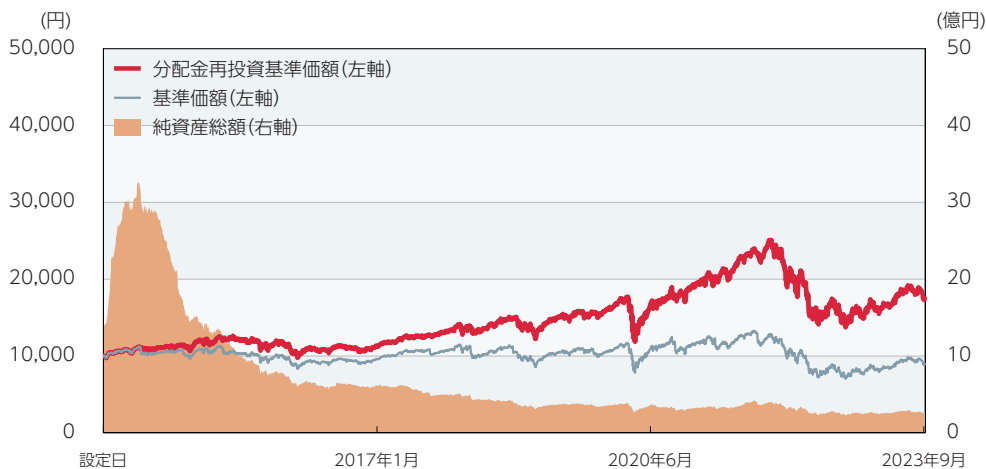
運用実績

データの基準日:2023年9月29日

基準価額・純資産の推移 《2013年9月30日～2023年9月29日》

分配の推移(税引前)

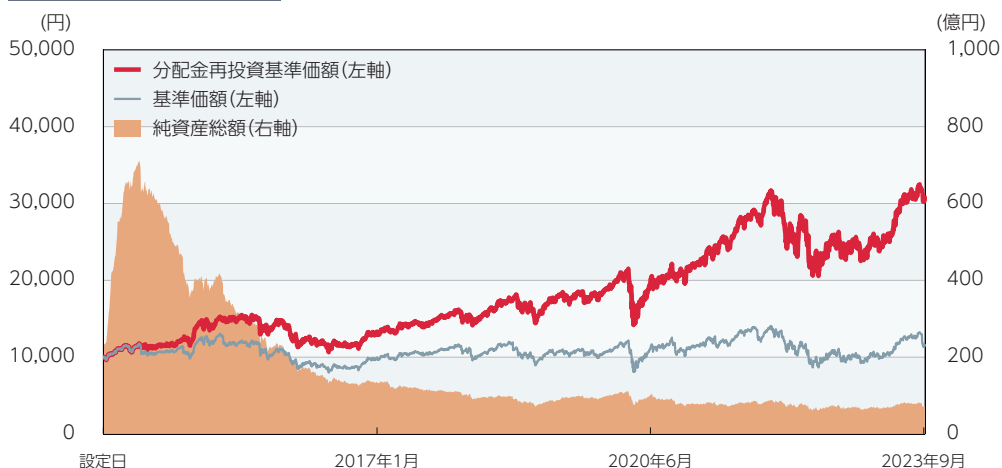
A コー ス



A コー ス

| | |
|----------|--------|
| 2021年 9月 | 1,000円 |
| 2022年 3月 | 0円 |
| 2022年 9月 | 0円 |
| 2023年 3月 | 0円 |
| 2023年 9月 | 0円 |
| 設定来累計 | 7,440円 |

B コー ス



B コー ス

| | |
|----------|---------|
| 2021年 9月 | 1,000円 |
| 2022年 3月 | 530円 |
| 2022年 9月 | 260円 |
| 2023年 3月 | 80円 |
| 2023年 9月 | 1,000円 |
| 設定来累計 | 11,150円 |

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2013年9月30日)

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■米国厳選成長株集中投資ファンドAコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

A コー ス

■組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|-----------------------------|-------|
| 1 | GS 米国フォーカス・グロース(為替ヘッジありクラス) | 98.05 |
| 2 | MHAM短期金融資産マザーファンド | 0.13 |

B コー ス

■組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|-----------------------------|-------|
| 1 | GS 米国フォーカス・グロース(為替ヘッジなしクラス) | 97.98 |
| 2 | MHAM短期金融資産マザーファンド | 0.11 |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2023年9月29日

■GS 米国フォーカス・グロース

※データの基準日:2023年9月28日

※比率(%)は、当該外国投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|----|---------------------|----------------|-------|
| 1 | アルファベット | コミュニケーション・サービス | 9.3 |
| 2 | エヌビディア | 情報技術 | 8.7 |
| 3 | イーライリリー | ヘルスケア | 8.1 |
| 4 | マーベル・テクノロジー・グループ | 情報技術 | 6.7 |
| 5 | オールド・ドミニオン・フレイト・ライン | 資本財・サービス | 6.7 |
| 6 | アクセンチュア | 情報技術 | 6.3 |
| 7 | シャーウィン・ウィリアムズ | 素材 | 6.0 |
| 8 | ボストン・サイエンティフィック | ヘルスケア | 5.9 |
| 9 | ロス・ストアーズ | 一般消費財・サービス | 5.2 |
| 10 | インテュイット | 情報技術 | 4.8 |

■MHAM短期金融資産マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 比率(%) |
|----|-------------------|-----|-------|
| 1 | 304回 北陸電力社債 | 社債券 | 6.27 |
| 2 | 509回 東北電力社債 | 社債券 | 6.27 |
| 3 | 196回 オリックス社債 | 社債券 | 5.22 |
| 4 | 4回 東京電力パワーグリッド社債 | 社債券 | 3.14 |
| 5 | 24回 東京電力パワーグリッド社債 | 社債券 | 3.14 |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

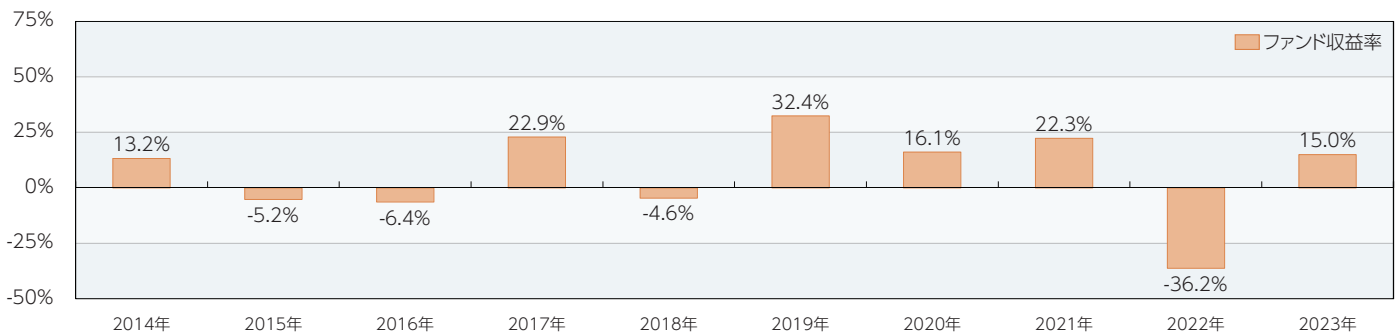


運用実績

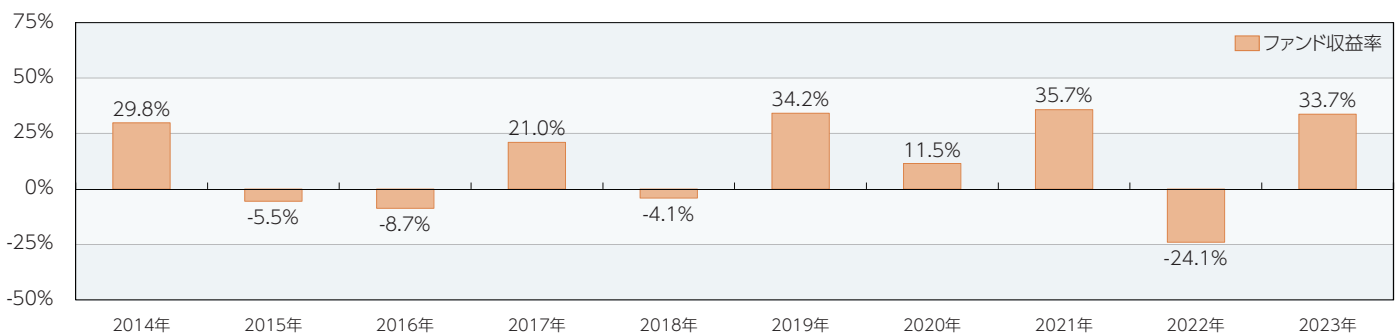
データの基準日:2023年9月29日

年間収益率の推移(暦年ベース)

A コース



B コース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2023年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※各ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|----------------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 |
| 購入の申込期間 | 2023年12月20日から2024年6月18日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 購入・換金 申込不可日 | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金 申込受付の 中止および取消し | 外国投資信託の換金請求の受付の停止・取消または延期の場合の換金のお申込み、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合(換金の請求金額が多額な場合を含みます。)、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金・スイッチングのお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2028年9月19日まで(2013年9月30日設定) |
| 繰上償還 | 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる時、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が20億口を下回ることとなる時。 |
| 決算日 | 毎年3月および9月の各17日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにおいて2,000億円 |
| 公 告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、2024年1月1日以降は、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。 |
| そ の 他 | 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。 |



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---|----------------------------------|------|------|---------|----------------------------------|------|---------|---|------|---------|-------------------------------|
| 購入時手数料 | <p>購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。</p> <p>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.243%(税抜1.13%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.35%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.75%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> | 支払先 | 内訳(税抜) | 主な役務 | 委託会社 | 年率0.35% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | 販売会社 | 年率0.75% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | 年率0.03% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
| | 支払先 | 内訳(税抜) | 主な役務 | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 年率0.35% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 年率0.75% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年率0.03% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする 外国投資信託 | <p>外国投資信託の純資産総額に対して年率0.65%程度 ※各ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用管理費用等には、上記の率に加えて別途固定報酬等の定めがある費用(管理会社報酬(年間37,500米ドルの固定報酬に加え、年間17,250米ドルを上限とした変動報酬)、受益者サービス報酬(年率0.05%または年間20,000米ドルのいずれか低い額))や外国投資信託の純資産総額に基づき随時変更される費用がかかります。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | <p>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.893%程度(税込) ※上記は、各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。また、この他に定率により計算されない「その他費用等」があります。</p> | | | | | | | | | | | | |
| その他の 費用・手数料 | <p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | | | | | | | |

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<2024年1月1日以降>

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

| ファンド名 | 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-------|-----------|------------|-----------|
| | | Aコース | 1.24% |
| Bコース | 1.97% | 1.24% | 0.73% |

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年3月18日~2023年9月19日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

なお、各ファンドについては、投資先ファンドにかかる源泉税は含まれておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

